

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○救急病院の認定	(医療政策・ 医師確保課) 1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知	(治山林道課) 1
○平成24年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等	(建設管理課) 1
○道路の区域変更(4件)	(道路課) 2
○道路の供用開始(2件)	() 3
公告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活・ 男女共同参 画課) 3
○土地改良区の役員の就退任(2件)	(農業基盤課) 4
○換地計画の適否決定(津野町)	() 4
正誤	
○正誤(平23・12・9付け 告示)	5

告 示

高知県告示第207号
救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
平成24年3月27日

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
森澤病院	安芸市本町二丁目13-32	平24・3・20	平27・3・19

高知県告示第208号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年3月27日
高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年12月農林水産省告示第1817号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに安芸市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第209号
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に高知県が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。
平成24年3月27日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 一般競争入札に参加する者に必要な資格等
 - 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査(建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を含む。以下「資格審査」という。)をし、高知県建設工事一般競争入札参加資格者登録名簿(以下「資格者登録名簿」という。)への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による建設工事一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。
なお、資格審査による格付は、行わない。
ア 希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者
イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税又は区市町村税を滞納している者
ウ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
エ 破産者で復権を得ないもの
オ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者

- カ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
- 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員等(高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - 役員等(法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)
 - 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
 - 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
 - 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。
ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの
イ 資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合

ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合
 エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
 オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合
 カ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者などが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合
 (3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

2 資格審査の申請の方法
 資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。

3 申請書等に使用する言語
 申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

4 申請書の変更の届出
 申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。

(1) 営業所の名称又は所在地
 (2) 商号又は名称
 (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

5 資格の取消し
 知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のア及びウからカまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。
 (2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
 (3) その資格を辞退したとき。

6 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者
 (2) 特定債務等の調整のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
 (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者

7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続
 (1) 資格の有効期間
 資格者登録名簿に登録された日から平成25年3月31日までとする。
 (2) 資格の有効期間の更新手続
 (1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、平成25年3月中に平成25年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。

8 その他
 平成16年8月高知県告示第543号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱）、平成17年7月高知県告示第538号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成18年8月高知県告示第556号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成19年8月高知県告示第492号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成22年9月高知県告示第522号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び平成23年9月高知県告示第642号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）若しくは平成18年12月高知県告示第771号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第727号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）及び平成23年12月高知県告示第798号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者又は平成23年3月高知県告示第163号（平成23年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県建設工事入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から平成25年3月31日までとする。

高知県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年3月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年3月27日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道
 2 路線名 439号
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町下津井字タキバタ山776番36	前	6.0 }	99
	後	6.0 }	99
		16.8	

高知県告示第211号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年3月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年3月27日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
 2 路線名 伊野仁淀
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町片岡字フカヤシキ1080番12から高岡郡越知町片岡字上ノ首704番1まで	前	3.9 }	125
		12.6	
高岡郡越知町片岡字下本田1120番1から高岡郡越知町片岡字上ノ首ノ前654番1	後	10.6 }	356
		29.6	

まで			
高岡郡越知町片岡字下本田1120番1から高岡郡越知町片岡字上ノ首ノ前654番1まで	後	10.6 }	356
		39.7	

高知県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年3月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 片岡庄田
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町片岡字上ノ首ノ前623番1から高岡郡越知町片岡字上ノ首ノ前598番1まで	A	6.4 }	68
		11.1	
高岡郡越知町片岡字ヲカヤシキ1080番12から高岡郡越知町片岡字ヲカヤシキ1080番2まで	B	4.8 }	74
		5.1	
高岡郡越知町片岡字上ノ首704番1から高岡郡越知町片岡字ヲカヤシキ1080番2まで	後	4.1 }	150
		16.4	

高知県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年3月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町寺野字下寺野576番1から高岡郡四万十町寺野字スタクボ40番1まで	前	5.0 }	112
		9.0	
	後	5.0 }	112
		24.0	

高知県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年3月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡越知町片岡字下本田1120番1から高岡郡越知町片岡字上ノ首ノ前654番1まで	356	平成24年3月27日

高知県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年3月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 片岡庄田
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡越知町片岡字上ノ首704番1から高岡郡越知町片岡字ヲカヤシキ1080番2まで	150	平成24年3月27日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年3月15日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年3月15日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された 目的
平成24年3月15日	変更前	特定非営利活動法人地球環境保護システム	岩本 雅代 高知市神田2138番地1	この法人は、世界各国にて絶滅危惧種に指定されている動植物のみでなく、国内でも貴重な動植物の保護及び環境保護に関する事業、青少年等の家庭環境などの取り巻く環境を健全なものとする、青少年等の育成に関する事業等を行

				い、もって公益の増進に寄与する事を目的とする。
変更後	特定非営利活動法人グリーン未来	松本 一郎	高知市 薊野北町二丁目4番11号 桐立荘1号	この法人は、自然環境を保護する為、地球温暖化の防止や環境保護に関する事業、青少年の家庭環境などの取り巻く環境を健全なものとする、青少年の育成に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与する事を目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市鳴無土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員
の届出があった。

平成24年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住	所
(退任)			
理事	山崎 雄孝	須崎市浦ノ内東分	3059-イ
〃	山崎 利光	〃 〃 〃	3236
〃	山崎 長光	〃 〃 〃	3195・3196
〃	山崎 幹夫	〃 〃 〃	3394
〃	山崎 峯重	〃 〃 〃	3204
〃	森田 勝男	〃 〃 須ノ浦	25
監事	山崎 昭治	〃 〃 東分	3060
〃	山崎 藤子	〃 〃 〃	3382
(就任)			
理事	山崎 雄孝	須崎市浦ノ内東分	3059-イ
〃	山崎 利光	〃 〃 〃	3236
〃	山崎 政子	〃 〃 〃	3195・3196
〃	山崎 幹夫	〃 〃 〃	3394
〃	山崎 峯重	〃 〃 〃	3204
〃	森田 勝男	〃 〃 須ノ浦	25
監事	山崎 昭治	〃 〃 東分	3060
〃	山崎 藤子	〃 〃 〃	3382

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、夜須町長田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員
の届出があった。

平成24年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住	所
(退任)			
理事	佐竹 弘行	香美郡夜須町手結山	362
〃	古井 博	〃 〃 〃	67
〃	小松 一浩	〃 〃 〃	896
〃	山崎 哲弘	〃 〃 〃	440
〃	小松 克行	〃 〃 〃	897
〃	伊野 昌吉	〃 〃 〃	400-1
監事	中村 茂	〃 〃 〃	454
〃	濱口 維正	〃 〃 〃	361-1
(就任)			
理事	小松 一浩	香南市夜須町手結山	896
〃	古井 博	〃 〃 〃	67
〃	佐竹 弘行	〃 〃 〃	362
〃	小松 由勇	〃 〃 〃	879
〃	宗圓 福夫	〃 〃 〃	915
〃	伊野 淳一	〃 〃 〃	400-1
監事	濱口 維正	〃 〃 〃	361-1
〃	北岡 英一	〃 〃 〃	898-4

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、津野町の行う津野地区（重谷換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次の
とおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類
 - 換地計画書の写し
 - 現形図及び換地図
- 縦覧期間
平成24年3月27日から同年4月24日まで
- 縦覧場所
津野町役場
- その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

 正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平23・12・9	9398	○告示	2	左 (9)	<u>平成17年6月24日</u>	<u>平成17年7月5日</u>